

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和5年度2次協議について

(参考1-4)

		スプリンクラー設備等整備		社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業		水害対策強化事業		耐震化整備		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック塀等改修整備		介護施設等の換気設備の設置事業					
施設規模	補助者	補助対象施設		既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(非常用自家発電設備整備事業分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業									
				補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額						
				補助上限：9,710円/㎡(※1) 補助下限：なし	補助上限：総事業費6,160万円/施設 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設
定 大 員 規 模 3 0 人 以 上 の 設 施	都道府県(指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)	○(特養に限る)			
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		③ 介護老人保健施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		④ 介護医療院	○(※6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		⑤ 介護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		⑥ 有料老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		⑦ 通所介護事業所(※3)	△(※4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		⑪ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		⑫ 在宅複合型施設(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地 域 密 着 型 2・9 小 規 模 下 居 の 設 施	市区町村(指定都市・中核市を含む)	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※2)	○	○	○(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)	○(1,540万円)(特養に限る)		
		⑭ 小規模ケアハウス	○	○	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		⑯ 小規模介護老人保健施設	○	○	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	
		⑰ 小規模介護医療院	○(※6)	○	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	○(1,540万円)	
		⑱ 小規模養護老人ホーム	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑳ 地域密着型通所介護事業所(※3)	△(※5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△(※5)	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)
		㉒ ⑱以外の小規模老人短期入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		㉘ 介護予防拠点	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉙ 地域包括支援センター	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉚ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉛ 緊急ショートステイ	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	
		㉜ 施設内保育施設	○	○	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	○(773万円)	

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設(スプリンクラー整備に伴うものに限る)、自動火災通報装置は108万円/施設(300㎡未満)、火災報知設備は32.5万円が上限/施設(500㎡未満)がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 密泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 生活支援ハウスのほか、密泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

※6 3,000㎡未満の施設が対象。ただし、自動火災通報装置及び火災報知設備は対象外。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和5年度2次協議について

(参考1-4)

	スプリングラー設備等整備	社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業	水害対策強化事業		耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備		給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
			認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業			認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化等分）	大規模修繕等			
対象事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 補助対象：5万円/戸（※1） 補助対象：なし	社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業 補助対象：施設1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：160万円/施設 補助対象：総事業費60万円/施設	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分） 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	高齢者施設等の水害対策強化事業 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化等分） 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	大規模修繕等 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	非常用自家発電設備整備 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	非常用自家発電設備整備 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	給水設備整備 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	ブロック塀等改修整備 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし	介護施設等の換気設備の設置事業 補助対象：1カ所、自治体1カ所、事業者1カ所 補助対象：なし
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱	第2の2のイ、第3の2のイ	第3の2のイ	第2の2のイ	第3の2のイ	第2の2のイ	第2の2のイ	第3の2のイ	第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のオ	第2の2のウ、第3の2のオ	第2の2のウ、第3の2のオ
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付事業	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（2）	5（2）	5（1）
対象経費	防災・震災等事業実施計画に基づく事業の施設整備（施設を整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた経費を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための必要な事務に要する費用であって、旅費、送料品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な物品購入費（物品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をい）、その他、工事費又は工事請負費の2、6％に相当する額を限度とする。）、ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費は、これと同等と認められる委託費、分金及び運出と認められる購入費を含む。										
共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見直し等を行なうこと。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。（別紙4「補助対象面積の確認シート」のシート「区分方法について」を参照のこと）</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体に上乗せしない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は取得の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続上に支障のないよう留意したい。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>オ 協議の届出に当たって一定程度配慮するため、強しなやな国民生活の実現を図るための防災・震災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「防災・震災等事業整備補助金（別添2）」及び「整備計画一覧表（別添3）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロッグダングリストの選択）。</p> <p>カ 整備する設備に関しては、障害や防災等、設置場所の環境に対応しているものであるが留意すること。</p>										
	留意事項	<p>補助対象とするのは、次のアからエを全て満たすものであること</p> <p>ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴わないもの。</p> <p>イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、被災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの</p> <p>ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けにくい場所とするよう努めること</p> <p>エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されているが留意すること。</p> <p>オ 上記共通のオの例外として、施設の老朽化に伴う大規模修繕に際しては、先行して非常用自家発電設備整備を行えるようにするため、1施設につき2回に分けての補助を可能とする。次回以降の協議の際、過去に補助を受けているときは、当該補助額を引いた額を補助上限額とする。（例：耐震強度特別強化高齢者ホームで、過去に500万円の補助を受けて非常用自家発電設備整備をしている場合で、大規模修繕の補助協議申請をする場合は、補助上限1,500万円－500万円＝1,000万円）</p> <p>ア 安全性に問題のあるブロック塀の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も含めて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。</p>									
補助対象外	<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>イ 消防法施行令第5条各号違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 協議時点で届出が完了していない有料老人ホーム</p> <p>カ 別添3「整備計画一覧表」のうち、年間、月間の両方に利用人数実績（宿泊利用人数/日数）が5%以下の宿泊を伴う通所介護事業所（地域密着型含む）、認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 水害対策強化事業については、補助対象を水害等が発生しやすい地域にある施設・事業所に限る。該当地域については、参考3を参照することとする。</p> <p>イ 過去に認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。</p> <p>ウ 避難時間や安全な避難先の確保に有効な事業であること</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗悪に起因したものの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	
基準事項	次のいずれか低い方の価格を基準価格とする ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積										
提出が必要な添付資料	下記の書類を添付すること ア 平価表、仮見積、写真等（現状及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の民間事業者）※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。										

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策**を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

※赤字が令和5年度第1次補正拡充分

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院（令和6年度まで実施） （※上記施設種別（介護医療院を除く）のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く）	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力のできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設
給水設備	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし	総事業費500万円/施設
		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	なし	なし
		小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	なし	なし

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。

※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし

